(平成27年5月25日市長決裁) (一部改正 平成28年3月31日市長決裁)

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び推進にあたり全庁的に取り組むため、越谷市まち・ひと・しごと創生本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 総合戦略および人口ビジョンの策定・推進に関すること。
 - (2) その他、まち・ひと・しごと創生に関すること。

(組織)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

- 第4条 本部長は、本部を総括し、会議の議長となる。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部会議)

- 第5条 本部会議は、本部長が招集する。
- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、意見若しく は説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事会の設置)

- 第6条 本部に越谷市まち・ひと・しごと創生幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。
- 2 幹事会は次の事務を行う。
 - (1) 本部へ付する事項の調査・検討
 - (2) その他本部を円滑に運営するために必要な事務
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は政策課長とし、幹事は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者の出席を求め、意見若しくは 説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、市長公室政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年5月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

12(27)	r (32	0 /\	大 M /
聙	戈	名	7
市			長
副	市		長
教	育	•	長
市	長 公	室	長
政	策担	当部	長
行	財政	部	長
総	務	部	長
市	民協信	動部	長
福	祉	部	長
地域	包括ケア推	進担当	部長
子	ども家	庭部	長
保	健医	寮 部	長
環	境経	斉部	長
建	設	部	長
都	市整何	備 部	長
市立	立病院	事務部	3長
教	育総	答 部	長
学	校教	育部	長
消	防	i	長

別表第2(第6条関係)

衣男	(朱	50米	判除力
職		1	名
政	策	課	長
公共施設	とマネジ	メント推	進課長
人権・!	男女共同	司参画推	進課長
財	政	課	長
福祉	上推	進課	長
地域包	1括ケ	ア推進	課長
介護	集保	険課	長
子育	てす	と 援護	果長
子ど	もず	育成語	果長
青!	少左	下 課	長
産業	美支	援課	長
観	光	課	長
農業	纟振	興課	長
都市	計	画課	長
学校	を管	理課	長
学	務	課	長
指	導	課	長
教育	セン	ター原	所長 「長